

分かりやすい

残留農薬分析の 手引き

(ポジティブリスト編)

Vol.3

残留農薬の安全性から検査まで

こんな方
にお勧めです

- ・ 残留農薬とは？
- ・ ポジティブリスト制とは？
- ・ 作物の安全管理をしたい

もくじ

- ・ 農薬について 2
- ・ 危険な農薬・安全な農薬 3
- ・ 基準値について 4
- ・ ポジティブリストについて 5
- ・ 分析方法について 6
- ・ 食環研の農薬検査 7
- ・ お問い合わせ先 8



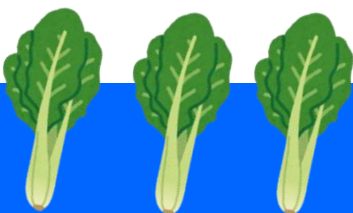
農薬について

現在、野菜や食肉を生産する上で農薬や医薬品の使用は欠かせないものになりつつあります。

農薬の効果として防虫や病気を防いだりする性質や、成長促進を目的に使用する物も有り、食料の生産量を上げたり安定させたりするなど安定した食料供給に大きく貢献しています。

一方で、健康を害する農薬が出回ったり、誤った使用方法により残留した農薬が健康に被害を及ぼす等様々な負の影響が報告され、農薬を安全に使用する為の対策として食品衛生法において基準値が設定されたり、ポジティブリスト制度による管理が行われています。

ここでは農薬についての安全性や、現状の農薬に対する規制や基準値等を踏まえた残留農薬一斉についての手引きを解説していきます。



危険な農薬・安全な農薬

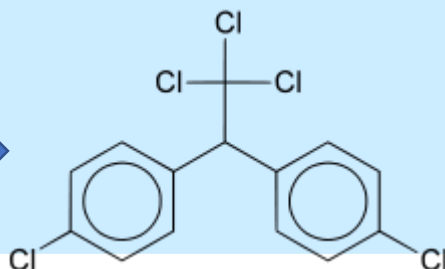
以前（30年以上前）はDDT等の分解しにくく人体へ蓄積する発ガン性を持った危険な農薬が使用されていた事も有りましたが、現在ではそういった農薬は日本では使用出来ません。

日本で登録されている使用可能な農薬は人体や環境への悪影響が無いと判断された物のみとなっています。

反対に、100%安全な農薬も存在しません。化学物質の危険性は有害性×摂取量によって決まるためです。

どんなに有害性の低い農薬でも大量に摂取すれば有毒になります。農薬に関してはこういった毒性の評価を行い、健康に影響が無いと判断される基準値の設定を行っています。

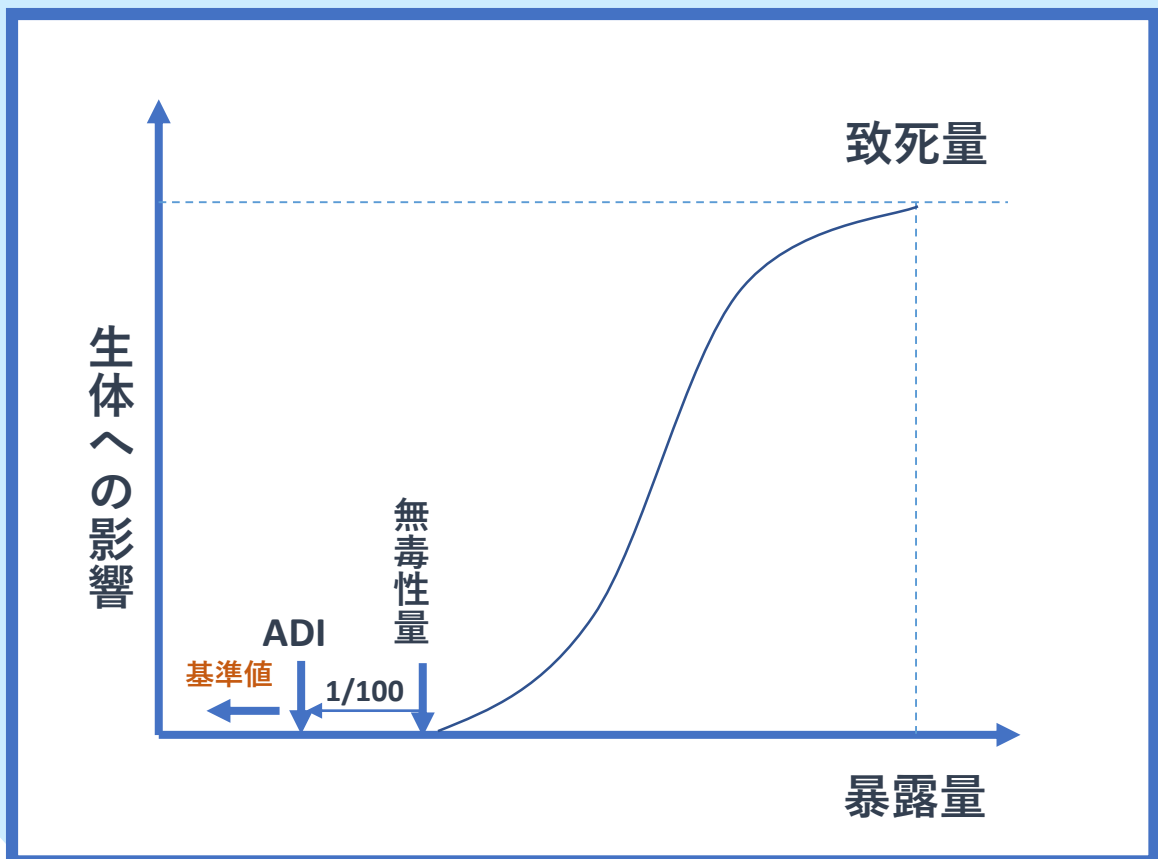
発がん性
高残存性



基準値について

作物の年間摂取量から算出する農薬の摂取量が一日許容摂取量（ADI）を超えない様に設定されています。

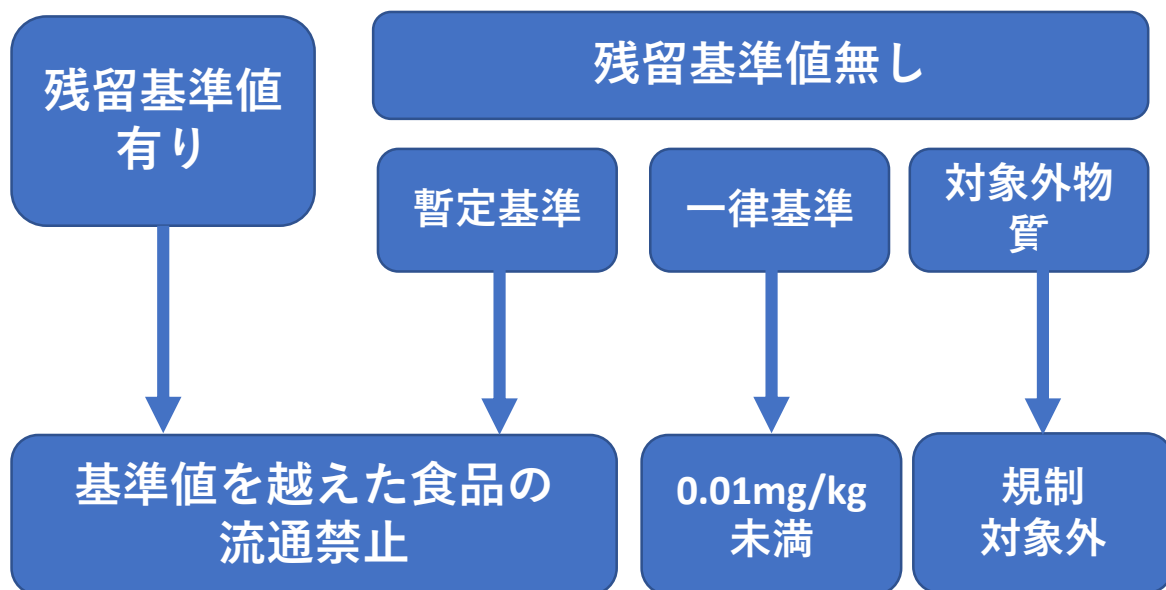
ADIは動物実験等により繁殖への影響、催奇形性、遺伝毒性等様々な影響の出ない量を1/100したものを設定しています。



ポジティブリストについて

平成18年に導入された制度で、食品中に一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度です。

それまでは残留農薬基準値が無い農薬に関しては規制の対象外で有ったものが、残留基準値が無い農薬に関しても一律基準を超えた農薬が残留した食品の流通を禁止する制度です。



分析方法について

自主検査を目的とする場合には目的を整理して検査項目を決める事が推奨されています。

消費者等へ出荷の際に生産物の安全性をアピールする事が目的で有れば、多成分農薬を迅速に分析できるスクリーニング的な試験法を用いるのが有効です。更に生産履歴などが記録されていればその農薬を分析対象リストに入れることがより良いです。

現状で多種類有る農薬を全て検査する事はコストや手間を考えると現状では難しい事から、毒性や残留性が高いと思われる農薬を中心に多種類の農薬を迅速に確認する方法が主流となっております。

GC・LC MS analyzer



食環研の農薬検査

残留農薬の管理において重要なポイントは農薬の容量、用法を厳守し管理、記録することにより、作物から基準値以上の残留農薬が検出されない様に管理する事が最も重要です。

その上で近隣にて散布された農薬のドリフトや事故による混入、過去使用した農薬の残留を確認しながら、更に安全性をアピールする事にも繋がられる多成分農薬を迅速に分析できる一斉試験法を行う事をお勧めしております。

食環研の残留農薬検査では多種類の検査項目を設定しております。

食品が生産される状況は様々な状況が想定されますので、その状況によってコスト・項目等を検討しながら検査する項目を設定する事が出来ます。

また、残留農薬でISO17025認定を取得している機関ですので一定以上の能力が有ることが認められています。

多種多様な食品を生産者から消費者に安心して提供できる 安全な食品という証明の為に。生産管理等にもご利用頂けますのでまずはお気軽にお問い合わせ下さい。



お問い合わせ先

お問い合わせはお電話もしくは
ホームページのお問い合わせフォームより
お問い合わせ下さい。

- お電話によるお問い合わせの場合
下記よりお問い合わせ下さい。

TEL:027-230-3411 FAX:027-230-3412

- お問い合わせフォーム
下記URLとなっております。

<https://www.shokukanken.com/inquiry/form.cgi>

残留農薬検査の手引き
(ポジティブリスト編)
2017年7月3日 第1版発行

株式会社食環境衛生研究所
〒379-2107 群馬県前橋市荒口町561-21
TEL:027-230-3411 FAX:027-230-3412

